

令和6年分市民税・県民税の申告と所得税の確定申告



申告の受け付けと予約の方法

- 申告には前日までの事前予約が必要
- 申告用紙の事前入手は不要

◆申告受付会場・日時

65歳以上の方が対象	日付	会場
	2月10日(月)	水野公民館
	2月12日(水)	柏原公民館
	2月13日(木)	新狭山公民館
	2月14日(金)	堀兼公民館
	2月17日(月)	水富公民館
	2月18日(火)	広瀬公民館
	2月19日(水)	奥富公民館
	2月20日(木)	入曽地域交流センター
	2月21日(金)	狭山台公民館

申告受付時間 10時～15時

◆市役所会場・日時

日付	会場
2月25日(火)～3月17日(月)	狭山市役所6階

※土・日曜日、祝日を除く。3月1日(土)は受け付け市役所会場申告受付時間 9時～15時

◆予約方法

電話予約は市役所☎2953-1111へかけて「申告予約コールセンターへ」とお伝えください

電話で予約する
2月2日(日)、9時～17時
3日以降の9時～15時

電話で予約する
2月2日(日)、11時～17時
3日以降の9時～15時

電話で予約する
2月2日(日)、13時～17時
3日以降の9時～15時

おすすめ

インターネットで
予約する

1月27日(月)、8時30分～申告日前日の15時
(24時間受け付け)

専用フォームに入力してください



市民税・県民税の申告

■申告が必要な方

7年1月1日現在、市内に住民登録があり次のいずれかに該当する方(所得税の確定申告をした方は申告不要です)。

- ①給与と所得者で年末調整をした給与所得以外に所得がある
- ②所得税の納付や還付がなく、営業、農業(不動産、雑(業務)その他)などの所得がある
- ③公的年金の受給者で年金以外の所得があるか社会保険料、医療費などの所得控除を受ける

※収入がない方でも、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の免除申請、保育料の算定などに、所得がないことの申告が必要となる場合があります

■受け付けできる申告書

市民税・県民税の申告書、令和6年分確定申告書(給与所得、配当所得、雑所得、一時所得の申告のみ)です。確定申告では、住宅ローンや雑損控除、分離課税所得、暗号資産に係る収入を含むもの、亡くなられた方の申告は受け付けることができません。

※申告書類は、1月17日(金)から市民税課、公民館、入曽地域交流センターで配布。国税庁ホームページからもダウンロード可

所得税の確定申告

■所沢税務署での確定申告

入場には入場整理券が必要です。事前に国税庁LINE公式アカウントから取得してください。当日配付もありませんが、状況により受け付けを終了する場合があります。なお、申告はe-Tax、スマホ申告をお勧めしています。

受付日時 2月17日(月)～3月17日(月)、8時30分～16時(土・日曜日、祝日を除く。3月2日の日曜日は開設。2月17日より前に申告を希望する場合は電話予約が必要)



申告に必要なもの

- (1)マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
 - (2)6年中の収入金額が分かる資料(源泉徴収票や支払調書など)
 - (3)各種控除に必要な資料(医療費控除は明細書の作成が必要)
 - (4)申告者名義の預金通帳など
 - (5)「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から届いた方)
- ※14ページに関連情報あり

【問合せ】▼市民税・県民税に関すること市民税課へ☎29937・5073
▼所得税に関すること所沢税務署へ☎29993・91111